

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針

1. はじめに

電波利用料制度については、電波法（昭和25年法律第131号）の規定により少なくとも3年ごとに検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずることとされています。

このため、総務省では、令和5年11月より「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」を開催し、意見募集や免許人等の方々からのヒアリング等を踏まえてとりまとめられた令和6年8月に同懇談会報告書（以下「報告書」といいます。）を公表しました。報告書の概要（電波利用料制度に係る部分に限ります。）は、図表1のとおりです。

1. 電波利用料の用途について

- 既存の電波利用共益事務については、基本的な方向性は維持しつつ、必要な見直しを行った上で着実に進めていくことが適当。
- 「携帯電話基地局等の耐災害性強化」や「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」等の取組について、電波利用共益事務としての実施を検討することが適当。
- これらの新たな取組を実施する場合においても、電波利用共益事務に係る総費用の抑制に努めるべきとの意見もあったことから、当該総費用（電波利用料の総額）については、現在の規模（750億円）を超えない程度とすることが適当。

2. 電波利用料の料額算定について

- 料額算定の基本的な枠組みを維持しつつ、次期料額算定期間（令和7年度～令和9年度）に係る料額を算定することが適当。
- 携帯電話に係る広域使用電波における3.6GHzの区分を廃止することが適当。

図表1 報告書の概要

総務省では、報告書を踏まえ、電波利用料制度の見直しを行うこととしました。

本具体化方針は、次期料額算定期間（令和7年度～令和9年度）に適用する電波利用料の料額を算定する基本的な手順等を取りまとめたものです。

見直し後の料額については、現行の料額と同様、電波法に規定する予定です。

なお、無線システムの急速な普及・発展に対応するため、今後、電波の利用に関して、周波数の再編・割当て等の検討が行われることで必要が生じた場合には、改めて料額の見直し等を行うことを前提としています。

2. 料額算定の基本的な流れ

(1) 「a群」と「b群」への分類

電波利用料は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人等にその使用に応じた負担を求めるものです。

現行料額の算定に当たっては、図表2のとおり、電波利用共益事務の処理に要する費用を、電波の利用価値の向上につながる事務（電波資源拡大のための研究開発等、携帯電話等エリア整備事業など。以下「a群」といいます。）に係る費用と、電波の適正な利用を確保するために必要な恒常的な事務（電波監視の実施、総合無線局監理システムの構築・運用など。以下「b群」といいます。）に係る費用に分類した上で計算を行っています。次期料額に関する見直しにおいても、現行と同様、電波利用共益事務の内容により、「a群」と「b群」に分類します。

【現行（令和4～6年度）】 歳入・歳出とも 約750億円を想定	→	【次期（令和7～9年度）】 歳入・歳出とも 約750億円を想定
【a群】電波の利用価値の向上につながる事務		
電波資源拡大のための研究開発等 携帯電話等エリア整備事業 電波遮へい対策事業 民放ラジオ難聴解消支援事業 高度無線環境整備推進事業 等		電波資源拡大のための研究開発等 携帯電話等エリア整備事業 電波遮へい対策事業 民放ラジオ難聴解消支援事業 高度無線環境整備推進事業 災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業 等
【b群】電波の適正な利用を確保するために必要な恒常的な事務		
電波監視の実施 総合無線局監理システムの構築・運用 電波の安全性の調査 安心・安全な電波利用環境の整備 等		電波監視の実施 総合無線局監理システムの構築・運用 電波の安全性の調査 安心・安全な電波利用環境の整備 等

※ 電波利用共益事務の概要については、電波利用ホームページを参照してください。
(<https://www.tele.soumu.go.jp/j/fees/index.htm>)

図表2 電波利用料の基本的な構成

「a群」に係る金額については、電波の利用に係る諸要素を勘案して計算することとし、「b群」に係る金額については、原則として無線局数で均等負担する方式により計算することとします。

(2) 「a 群」に係る金額

「a 群」に係る金額（負担総額を α 億円とします。）については、現行と同様、次のような流れに従い計算を行うこととします。

【第1段階】

現行でもひっ迫帯域と位置付けられる6GHz以下の周波数帯域を中心に、 α 億円を配分することとし、①業務用無線システムを中心とした「470MHz以下」の周波数帯域、②移動通信システム・放送システムを中心とした「470MHz超3.6GHz以下」の周波数帯域及び③固定通信システム・衛星システムを中心とした「3.6GHz超6GHz以下」の周波数帯域に、そのひっ迫の度合いに応じて配分します。以下の説明では、①～③の周波数帯域への配分額を、それぞれX億円、Y億円、Z億円とします。

【第2段階】

各無線システムの割当周波数幅を基本として、これに公共性等の特性に応じた係数を乗じたものにより、上記の各周波数帯域の配分総額（X億円、Y億円、Z億円）を無線システムごとに配分します。

【第3段階】

無線システムごとの配分額を個々の無線局に配分します。その際、必要に応じて各無線局の設置場所や出力等を勘案します。

【広域使用電波の扱い】

広域において同一の者に専用させることを目的とした周波数の電波に加え、他の無線システムと共用する場合であっても、一の無線システムとしては広域において同一の者に専用させることを目的とした周波数の電波（これらの周波数の電波を「広域使用電波」といいます。）については、無線局ごとの料額体系ではなく、使用周波数幅に応じた料額体系とします。

これにより、一定の周波数幅において無線局の収容数を増加させることが無線局1局当たりの負担額を減少させることに繋がることから、免許人等に対する電波の有効利用のインセンティブが働くことを期待しています。

(3) 「b 群」に係る金額

「b 群」に係る金額（負担総額を β 億円とします。）についても、現行と同様、次のような計算を行うこととします。

β 億円は原則として電波利用料を負担する無線局の総数で均等割することとし、総合無線局監理システムの構築・運用に係る費用の一部については、各無線局のデータベースの情報量に応じて負担額を計算することとします。

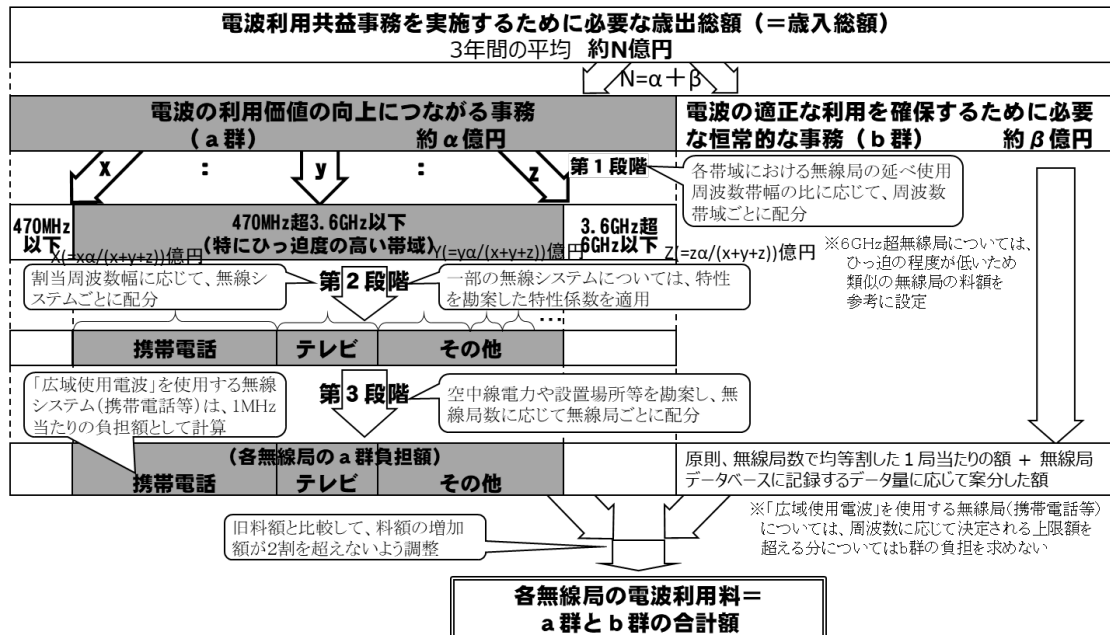
ただし、携帯電話端末等、割り当てられた周波数について極めて稠密な電波利用を行っている無線局には、一定額以上の負担は求めないこととします。

(4) 電波利用料の料額

(2) 及び (3) で計算した金額を合計し、無線局ごとの料額を計算します。

ただし、計算した料額が、現行料額と比較して大幅に増加する場合については、その増加額が一定の水準となるよう計算を行うこととします。

料額算定の基本的な流れは、図表 3 のとおりです。



図表 3 電波利用料の料額算定の基本的な流れ

3. 「a 群」に係る金額の計算方法

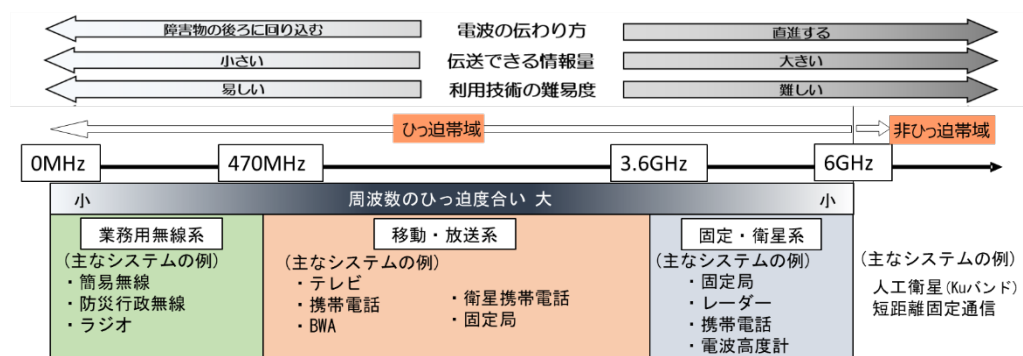
【第1段階】《周波数帯域ごとの配分》

ひっ迫帯域については、電波の利用状況に鑑み、現行と同様に6GHz以下の周波数帯域とし、「a 群」の負担総額 α 億円を基本的に当該ひっ迫帯域に配分することとします。なお、非ひっ迫帯域である6GHz超の周波数帯域を使用する無線局の料額については、ひっ迫帯域を使用する類似の無線局の料額を参考としつつ、適切に設定することとします。

なお、ひっ迫帯域においても、470MHz超3.6GHz以下及び3.6GHz超6GHz以下の帯域で携帯電話に用いられるほか、470MHz超3.6GHz以下の帯域ではBWAやテレビに、3.6GHz超6GHz以下の帯域では固定局やレーダーに用いられることで、これらの帯域の利用が拡大している一方で、主に音声通信を中心とする業務用無線等（簡易無線等）に用いられている470MHz以下の帯域については無線局の需要に大きな変化はないといった状況となっています。

特に、470MHz超3.6GHz以下の周波数帯域には、強いひっ迫状況が生じていることから、利用ニーズに見合うだけの周波数帯域の拡張や無線システムの導入が困難な状況が続いています。

そこで、現行と同様、ひっ迫帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz超3.6GHz以下」、③「3.6GHz超6GHz以下」の3区分に分けて、それぞれのひっ迫度に応じた配分を行うこととします。ひっ迫度を計るため、それぞれの周波数帯域における無線システムに係る無線局の延べ使用周波数帯幅（同時に発射できる周波数幅）を比較すると、1：85：20となっていますので、「a 群」に係る金額である α 億円については、①「470MHz以下」、②「470MHz超3.6GHz以下」及び③「3.6GHz超6GHz以下」の各周波数帯域への配分比率を1：85：20とすることとします。周波数利用の現状は、図表4のとおりです。



図表4 周波数利用の現状

【第2段階】《無線システムごとの配分》

① 無線システムへの配分

第1段階における周波数帯域ごとの配分額を、無線システムの割当周波数幅（特性係数を乗じたもの）に比例して、無線システムごとに配分することとします。数式で表すと次のとおりです。

$$\left[\begin{array}{c} \text{各無線システム} \\ \text{の配分額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{周波数帯域} \\ \text{の配分額} \end{array} \right] \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{当該無線システムの割当周波数幅} \\ \times \text{特性係数} \end{array} \right]}{\sum \left(\left[\begin{array}{c} \text{各無線システムの割当周波数幅} \\ \times \text{特性係数} \end{array} \right] \right)}$$

計算対象となる無線システムは、①「470MHz以下」、②「470MHz超3.6GHz以下」及び③「3.6GHz超6GHz以下」の周波数帯域ごとに、図表5（広域使用電波を使用する無線システムについては、図表9）のとおりとします。

また、次の無線システムについては、計算の対象外とし、電波利用料負担の公平性の観点から、類似する無線システムの無線局の料額を参考に、別途料額を設定することとします。

- 使用する周波数幅が小さい無線システム（割当周波数幅が3MHz以下）
- 政策的な配慮が必要な無線システム（義務船舶局、義務航空機局等）
- 公共性が高い国や地方公共団体の無線システム

周波数帯域	無線システム	特性係数	特性係数の区分 (図表6参照)
470 MHz 以下	簡易無線	1/2	ア
	その他基地局	—	
	人工衛星	1/4	イ、エ
	ラジオ放送	1/4	ウ、エ
	固定局	—	
470 MHz と 3.6 GHz 以下	FPU	1/4	ア、ウ
	ラジオマイク	1/4	ア、ウ
	その他基地局	—	
	人工衛星（通信）	1/8	イ、エ、オ
	テレビジョン放送	1/4	ウ、エ
	固定局	—	
3.6 と 6 GHz	電波高度計	1/8	ア、エ、オ
	人工衛星	1/4	イ、エ
	地球局	1/4	イ、エ
	マイクロ固定（通信）	—	
	マイクロ固定（放送）	1/2	ウ

図表5 無線システム（広域使用電波以外）と特性係数

② 割当周波数幅の計算

各無線システムの割当周波数幅には、当該無線システムに割り当てられている周波数幅を用いますが、異なる無線システムと共用をしている周波数については、当該共用を行っている無線システムの数で除して計算することとします。

例えば、マイクロ固定（通信）と地球局とで同一の周波数（5925～6000MHz＝75MHz幅）を共用している場合、当該周波数における該当の各無線システムの割当周波数幅は、 $75\text{MHz} \times 1/2 = 37.5\text{MHz}$ となります。

また、料額算定期間内に無線システムの割当周波数幅が増減することが見込まれる無線システムについては、原則として算定期間中の平均値を用いることとします。なお、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数については、原則として計算の対象外とします。

③無線システムの特性の勘案

各無線システムへの配分は、原則としてその割当周波数幅に基づき行いますが、無線システムには公共性や周波数利用の制約等の様々な特性を有するものもあることから、割当周波数幅に、それぞれの特性に応じた係数（特性係数）を乗じることとします。その種類は、図表6のとおりです。

ア	無線システム内で複数の免許人による共用を行う電波利用形態であるもの【1／2】 多数の免許人等が同一の周波数の共用を図ることにより国民に等しく電波利用の機会を付与する形態については、その利用形態を勘案。
イ	外国の無線局等との周波数調整を行う必要があるもの【1／2】 外国の無線局等と周波数の共用を図るために調整が必要な利用形態である点を勘案。
ウ	国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの【1／2】 電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものは、その公共性を勘案。
エ	国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの【1／2】 国民の生命、身体、安全及び財産の保護に著しく寄与するものは、その公共性を勘案。
オ	設置義務と同等の効果を有するもの【1／2】 国民の生命・財産の保護の上で設置義務のある設備に代えることが認められているものは、その効果を勘案。
カ	電波の非ひっ迫地域で使用するもの【1／5】 都市部とそれ以外の地域の無線局密度の差を勘案。

図表6 無線システムにおける特性の勘案

【第3段階】《無線局ごとの配分》

第2段階における無線システムごとの配分額を、無線システムの性質に応じて無線局の使用周波数幅、出力、設置場所等を勘案した上で、各無線局へ配分することとします。

①使用周波数幅の勘案

マイクロ固定局など、個々の無線局の使用周波数幅に大きな差が認められる無線システムについては、使用周波数幅を勘案して区分を細分化した上で無線局へ配分する金額を計算することとします。

②出力等の勘案

テレビジョン放送など、個々の無線局の空中線電力に大きな差が認められる無線システムについては、空中線電力を勘案して区分を細分化した上で、電波の伝わる範囲等の電波伝搬特性を踏まえて、無線局へ配分する金額を計算することとします。

③設置場所（地域特性）等の勘案

マイクロ固定局など、地域によって電波のひっ迫の程度に大きな差が認められる無線システムについては、無線局の設置場所を勘案して区分を細分化した上で無線局へ配分する金額を計算することとします。

具体的には、無線局密度（図表7）を勘案し、全国を第1地域（東京都）、第2地域（大阪府、神奈川県）、第3地域（その他の地域）及び第4地域（過疎地域等）の4地域に区分した上で、第1地域：第2地域：第3地域：第4地域に係る金額を、30：15：3：1の比率により計算することとします。これを踏まえた料額の区分イメージは図表8のとおりです。

また、テレビジョン放送については、使用する電波の利用価値が、広域圏で放送を行っているかどうかで大きく異なると認められるため、その区分を料額の設定にも反映することとします。

さらに、人工衛星局のうち、非静止衛星軌道上に同型の小型衛星を多数打ち上げ、これらを一体的に運用する衛星コンステレーションについては、従来の静止衛星や低軌道衛星と異なり、コンステレーションを構成する非静止衛星間で同一の周波数を時間的に共有しており、衛星数が増えても使用する周波数が一定以上拡大しないといった特徴を持つことから、その特徴を料額の設定にも反映することとします。

順位	都道府県名	密度 (局/平方km)	指数 (全国平均=1)	順位	都道府県名	密度 (局/平方km)	指数 (全国平均=1)
1	東京都	2.487	10.06	25	長野県	0.263	1.06
2	大阪府	1.434	5.80	26	奈良県	0.259	1.05
3	神奈川県	1.112	4.50	27	鹿児島県	0.259	1.05
4	沖縄県	0.804	3.25	28	広島県	0.257	1.04
5	香川県	0.670	2.71	29	茨城県	0.254	1.03
6	愛知県	0.626	2.53	30	山口県	0.249	1.01
7	千葉県	0.580	2.34	31	滋賀県	0.246	0.99
8	愛媛県	0.466	1.88	32	宮城県	0.245	0.99
9	長崎県	0.444	1.80	33	岐阜県	0.241	0.98
10	熊本県	0.419	1.70	34	島根県	0.232	0.94
11	埼玉県	0.414	1.67	35	山梨県	0.205	0.83
12	福岡県	0.399	1.61	36	宮崎県	0.184	0.74
13	和歌山県	0.397	1.61	37	栃木県	0.183	0.74
14	佐賀県	0.390	1.58	38	新潟県	0.178	0.72
15	三重県	0.378	1.53	39	岡山県	0.175	0.71
16	富山県	0.352	1.42	40	群馬県	0.171	0.69
17	兵庫県	0.351	1.42	41	大分県	0.158	0.64
18	徳島県	0.341	1.38	42	青森県	0.157	0.63
19	高知県	0.336	1.36	43	福島県	0.154	0.62
20	石川県	0.313	1.26	44	山形県	0.150	0.61
21	京都府	0.312	1.26	45	岩手県	0.113	0.46
22	鳥取県	0.294	1.19	46	秋田県	0.091	0.37
23	静岡県	0.287	1.16	47	北海道	0.069	0.28
24	福井県	0.278	1.12		全国	0.247	1.00

※無線局数については、令和6年9月末のもの。面積については、全国都道府県市区町村別面積調（令和6年1月1日時点）における数値。

図表7 都道府県別固定局密度

<例：固定局（無線局ごとの使用周波数幅及び設置場所を勘案）>

設置場所 使用周波数幅	第1地域	第2地域	第3地域	第4地域
r MHz以下	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
r MHz超 s MHz以下	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
s MHz超	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円

図表8 料額の区分イメージ

【広域使用電波に係る料額】

通常の無線システムについては、「a 群」に係る金額を無線局ごとに配分しますが、携帯電話、MCA等の一定の周波数を広域において専用する無線システム又は他の無線システムと共用される周波数帯であっても、無線システムの中では同一の者がその周波数帯を広域において専用する無線システムについては、広域使用電波に係る電波利用料として、使用周波数幅に応じて配分する料額体系とします。

なお、広域使用電波の指定は、現行と同様、6GHz以下の周波数を対象とし、総合通信局等の管轄区域を基本的な単位として行うこととします。また、当該区域ごとに人口等を勘案した係数を設定します。

また、携帯電話については、これまで3.6GHzにおいて区分を設けておりましたが、電波の利用状況を踏まえ、当該区分を廃止し、1つの区分として計算することとします。

広域使用電波を使用する無線システムは図表9のとおりで、現行と同様の特性係数を踏まえて、①携帯電話、②衛星携帯電話、③移動受信用地上基幹放送及び④その他に分けて計算することとします。

無線システム	特性係数	特性係数の区分 (図表6参照)
携帯電話（6GHz以下）	1／4	ウ、エ
BWA	—	
MCA	—	
移動受信用地上基幹放送	1／4	ウ、エ
ルーラル加入者無線	1／10	ウ、カ
衛星携帯電話	1／40	イ、エ、オ、カ

図表9 広域使用電波を使用する無線システムと特性係数

4. 「b 群」に係る金額の計算方法

「b 群」に係る金額のうち、不法電波の監視などに係る費用については、原則として電波利用料を負担する無線局の総数で均等割とすることとします。

また、「b 群」に係る金額のうち、総合無線局監理システムの運用に係る費用の一部については、各無線局のデータベースの情報量に応じて負担が生じることから、当該情報量に応じて負担額の計算を行うこととします。

なお、広域使用電波を使用する携帯電話端末等の包括免許の無線局に関して、割り当てられた周波数について極めて稠密な電波利用を行っている場合には、極めて稠密に利用しているとする無線局数に相当する金額（上限額）以上の負担は求めないこととします。

5. 電波利用料の料額

（１）電波利用料の料額とその負担

個別の無線局に係る電波利用料については、原則として、「a 群」に対応する金額に「b 群」に対応する金額を加えたものとします。

ただし、広域使用電波に係る電波利用料を負担する場合には、当該電波利用料により「a 群」に対応する金額を負担しているため、個別の無線局に係る電波利用料として、「b 群」に対応する金額のみから計算される金額を負担することとなります。

なお、他の無線システムとの共用周波数帯であっても、無線システムの中では同一の者がその周波数帯を広域において専用する場合（例えば、携帯電話が衛星通信システムと共用している場合）における広域使用電波に係る料額については、当該同一の者がその周波数帯について使用周波数幅に応じて負担する料額を $1/2$ に軽減するものとします。

（２）料額が大幅に増加する場合への配慮

新たに算定した料額が、現行料額と比較して大幅に増加する場合は、免許人等の負担の急激な変化を考慮し、原則として増加分を一定の水準（2 割程度）にとどめることとします。

（３）公共用無線局に係る電波利用料の扱い

現行の電波利用料制度では、原則として全ての無線局免許人に対して電波利用料の負担を求めています。国や地方公共団体が免許人となる公共用無線局の中で、国民の安全・安心の確保等を目的とするものについては、電波利用料が減免されています。

こうした公共用無線局の周波数有効利用を促進するため、周波数の能率的な利用に資する技術を用いた無線システムが利用可能であり、その普及が一定程度進展しているにもかかわらず、周波数利用効率の低い技術を用いた無線局を使い続ける免許人からは、電波利用料を徴収することとし、その際の具体的な基準については、電波利用の動向を踏まえて別途定めることとします。